

定 款

シンバイオ製薬株式会社

定 款

第1章 総 則

第1条 (商号)

当社は、シンバイオ製薬株式会社と称し、英文では Symbio Pharmaceuticals Limited と表示する。

第2条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 医薬品、医薬部外品、医療用の機器および器具の開発、製造、販売、輸出入ならびにこれらの受託業務
- (2) 医薬品、医薬部外品、医療用の機器および器具の研究、開発に関するコンサルティング業務
- (3) 前各号に付帯関連する一切の事業

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都港区に置く。

第4条 (機関)

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第5条 (公告方法)

- 1 当社の公告方法は、電子公告により行う。
- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、4, 175万株とする。

第7条 (自己株式の取得)

当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第8条 (単元株式数)

当会社の1単元の株式数は、100株とする。

第9条 (単元未満株主の売渡請求)

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下、「買増し」という。)を当会社に請求することができる。

第10条 (単元未満株主の権利制限)

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

第11条 (株主名簿管理人)

- 1 当社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

第12条 (株式取扱規程)

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第13条 (招集)

当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

第14条 (定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

第15条 (招集権者および議長)

- 1 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役会長または取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
- 2 取締役会長および取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第16条 (電子提供措置等)

- 1 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第17条 (決議の方法)

- 1 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条 (議決権の代理行使)

- 1 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 前項の株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当社に提出するものとする。

第4章 取締役および取締役会

第19条 (取締役の員数)

- 1 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。
- 2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

第20条 (取締役の選任)

- 1 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。
- 2 当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条 (取締役の解任)

取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第22条 (取締役の任期)

- 1 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期満了前に退任する監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第23条 (代表取締役および役付取締役)

- 1 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第24条 (取締役会の招集および議長)

- 1 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
- 2 取締役会長および取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第25条 (取締役会の招集通知)

- 1 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

第26条 (重要な業務執行の決定の委任)

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第27条 (取締役会の決議方法)

- 1 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
- 2 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第28条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第29条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。

第30条（取締役の責任免除）

- 1 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
- 2 当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

第31条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第32条（監査等委員会の招集通知）

- 1 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。

第33条（監査等委員会の決議方法）

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員である取締役の過半数が出席し、出席した監査等委員である取締役の過半数をもって行う。

第34条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員規程による。

第6章 会計監査人

第35条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会において選任する。

第36条（会計監査人の任期）

- 1 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において、別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第37条（報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

第38条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

第39条（剰余金の配当の基準日）

- 1 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。
- 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第40条（中間配当）

当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第41条（配当金の除斥期間）

- 1 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。
- 2 未払いの配当財産には利息をつけない。

附 則

第1条（制定・改廃）

本規程は平成17年3月9日より施行する。

第2条（監査役の責任免除）

当社は、第17期定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

第3条（電子提供措置等に関する経過措置）

- 1 第17期定時株主総会決議による変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会とする株主総会については、第17期定時株主総会決議による変更前定款第16条はなお効力を有する。
- 3 本条は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

改定	平成18年	3月31日	第1回
	平成18年	6月15日	第2回
	平成18年12月	1日	第3回
	平成21年12月	25日	第4回
	平成23年	6月2日	第5回
	平成23年	6月30日	第6回
	平成26年	3月27日	第7回
	平成28年	3月30日	第8回
	平成28年11月	11日	第9回
	平成31年	3月28日	第10回
	2019年	7月1日	第11回
	2022年	3月29日	第12回